

令和3年度県内教育旅行促進支援業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、必死に頑張っている観光地の事業者の回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を行先として実施する教育旅行に対する支援を行います。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和3年度県内教育旅行促進支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

(3) 委託業務の内容

県内の学校による県内での教育旅行の実施を促進し、支援すること。

ア 支援の対象

(ア) 支援対象者

県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等

(イ) 支援対象となる教育旅行

県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月から令和4年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、県内において実施する教育旅行全般(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。)

(ウ) 支援額

支援対象者区分			支援事業 区分	参加児童生徒1人あたりの 支援金額
	学校所在 地域	教育旅行 実施地域		
1 学校所在地域と教育旅行実施地域が同一地域内の学校	北勢	北勢	日帰りの 教育旅行	1,000 円
	中勢	中勢		
	伊賀	伊賀		
2 学校所在地域	北勢	中勢、伊賀	日帰りの	1,500 円

と教育旅行実施地域が隣接地域内の学校	中勢	北勢、伊賀	教育旅行	
	伊賀	北勢、中勢		
	伊 勢 志摩・紀勢	中勢		
3 上記を除く県内の学校	伊 勢 志摩・紀勢	北勢、伊賀	日帰りの教育旅行	2,000 円
	東紀州	北 勢、中勢、伊賀		
4 県内の学校			県内での 1 泊以上の宿泊を伴う教育旅行	上記単価に 3,000 円を加算

実際に教育旅行に参加した児童生徒数を対象とし、教員等引率者を除く。

実費負担額を超えない範囲とする。

地域区分は、以下のとおりとする。

北勢...桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢...津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀...伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢...伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州...尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 支援金の総額

支援金の総額については、9,900 万円を限度とする。

ウ 申請の受付期間

申請の受付期間は、令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 1 月 11 日（火）17 時までとすること。

エ 特設サイトの構築

本事業を県内の学校及び旅行会社等に周知するための特設サイトを構築すること。

オ 事務マニュアルの作成及び内容の周知

県内の学校及び旅行会社等向けの事務マニュアルを作成し、県内の学校及び旅行会社等に対して内容の周知を行うこと。

カ 専用電話窓口の開設

県内の学校及び旅行会社等からの質問に対応するための専用電話窓口を開設し、問い合わせ対応人員を配置すること（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。ただし、定休日等がある場合は、その旨を特設サイト等に明記し、確実に対応できる体制を整備すること）。

キ 県内の学校及び旅行会社等からの申請受付等

県内の学校及び旅行会社等からの交付申請受付、審査、取りまとめ、支援金の在庫管理を行うこと。

ク 県内の学校及び旅行会社等からの実績報告受付等
県内の学校及び旅行会社等からの実績報告の受付、審査、取りまとめを行うこと。

ケ 改善点等のフィードバック

実績報告と同時に、教育旅行を実施した学校から訪問した宿泊施設や観光施設等の改善点等に係るレポートの提出を求め、その内容を当該施設にフィードバックすること。

コ 県内の学校及び旅行会社等からの請求書受付等

県内の学校及び旅行会社等からの請求書の受付、審査、取りまとめを行うこと。

サ 月次報告書の提出及び週 1 回の状況報告

支援状況を把握するため、支援実績の月末締め、月次報告書を翌月 10 日までに県に提出すること。

また、週 1 回、支援実績の状況をメールで報告すること。

シ 教育旅行を活用した県内観光地振興の取組

教育旅行を活用した県内観光地の振興につながる取組を実施すること。

ス その他実施上の注意事項

(ア) 市町補助金や国が実施する「Go To トラベル事業」との併用を妨げないものとする。

(イ) 三重県が実施する他の事業(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」等)との併用は、認めない。

(ウ) その他、業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、みえ観光の産業化推進委員会事務局(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)と協議し、その指示に従うこと。

(4) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則として A 4 版・両面印刷) 1 部(提出時期: 委託業務完了時)

イ 教育旅行の実施に係る学校長の押印のある証明書

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(5) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局

(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)

(6) 納入期限

委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 25 日(金)のいずれか早い日

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、みえ観光の産業化推進委員会(以下「当委員会」という。)の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応してください。
- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。